

## 神龜五年三月二十八日格について

河野健作

修士論文は、「神龜五年三月二十八日格について」と題し、古代の身分制度である位階制の二つの体系である内・外位制において、それまで処遇の面で同列であった内・外五位を、外五位の処遇を改める事によって差別化し、又、それまで外位という位階に無縁であった中央官人に対し、五位昇叙差別を設け、外五位叙位の対象とした事等、大きな影響を与えた神龜五年三月二十八日の太政官謹奏（以下神龜五年格とする）の目的・対象及び、格の施行以降の六国史における叙位記事において確認できる中央官人に対する五位昇叙差別の運営と基準の変化について述べる。

第一章では、神龜五年格に関する先行研究を整理し、特に議論が分かれている神龜五年格の対象と目的について検討する。

まず神龜五年格の対象として、野村忠夫氏、大町健氏、仁藤敦史氏の三氏の説を挙げ、六国史を中心に検討する。神龜五年格の対象について、私は格を叙位規定を示す「自今以後」よりの記載を、神龜五年格によって設定された五位昇叙差別が、五位昇叙に預かる中央官人を対象としている事が、六国史に記載される叙位記事より確認できる点、又、少数確認できる外六位以下↓外五位↓内五位というコースを辿る官人についても、外六位以下から外五位に叙位される段階、もしくは外五位から内五位に昇る段階において既に中央官人化している事が考えられる点から中央官人を対象としているとし、

外五位の処遇について定められた神龜五年格の後半部分の対象は、格の作成目的が内・外五位の処遇差の設定にある事から、神龜五年格施行以後出現する外五位中央官人も、従来の外位制外五位官人も含めた全ての外五位官人であるとした。

また、神龜五年格の目的については、対象の問題でとり上げた三氏の説に加え、高島正人氏、直木孝次郎氏の説もとり上げて、格の本文を中心に検討する。その結果、当格の本文中の勅の内容から、神龜五年格の最も重要な目的が、外五位の処遇を改める事による内・外五位に対する処遇差の設定である事に間違いない事を明らかにし、又、「続日本紀」神龜五年五月の叙位記事から当格の「自今以後」より「不<sub>レ</sub>拘<sub>レ</sub>此式」までの記載が中央官人に対する五位昇叙差別の設定を表す事を確認した。又、神龜五年格のこの二つの役割について、野村氏の提唱された「内・外階制」の成立と、大町氏の提唱された「内・外位制の接合」という解釈について触れ、野村氏の解釈については、当格では中央貴族の地方の諸豪族に対する優位性が確認できない点、又、氏の解釈によって発生する二つの外五位に対して十分な説明がなされていない事から「内・外階制」は認める事ができなとし、大町氏の解釈については、内・外位制が官職によって規定されている事に触れ、又、大町氏が挙げられた外六位以下↓外五位↓内五位といった昇進コースを辿る官人も中央官人化が終わった後の内五位昇進であると考え、内・外位制は、依然として、各々が独立したものであったとした。

神龜五年格の果たした役割の解釈、特に中央官人に対する五位昇叙差別について、私は、中央貴族層内部での階層化と、格以後発生する外五位中央官人と外五位地方官人は同列となる事から、彼等を天皇への奉仕という面で競わせ、王権の強化と中央貴族層の再編を目的としたとする仁藤説が妥当と考え、これを支持する立場をとる。

第二章では、神龜五年格によって設けられた中央官人への五位昇叙差別と、その運営について、(1)神龜五年三月より天平十八年三月、(2)天平十八年四月以降、(3)「日本後紀」以降、の三つの時期に区分し、六国史における叙位記事を中心に

検討した。その結果、五位昇叙差別は、「家門地」と「姓高下」という二つの基準の内、「家門地」を重視して行われており、「姓高下」は軽視されていた事が明らかとなった。又、「姓高下」の具体的な基準について、(2)、(3)の時期の内階氏族の傾向と、内階移行を求めて外階官人等が起こした愁訴から「朝臣姓」に基準を求めた野村氏の見解に対して、私は、(2)、(3)の時期の内階氏族の朝臣姓氏族への集中という傾向は、あくまで傾向にすぎず、彼の朝臣姓氏族は、「姓高下」とは無関係であり、むしろ「家門地」の高さを判断されての内階移行である事を挙げ、又、愁訴を起こした官人等についてみて、彼等は、その氏族の地位の高さを訴えている事から、「姓高下」の機能、又、その具体的な基準を「朝臣姓」に求める野村氏の解釈を否定した。

しかし、(1)の時期と比べて(2)、(3)の時期の五位昇叙差別には、「姓高下」の機能が考えられる。それは、外階氏族からの出身でありながら内階を歩んだ官人に対する改賜姓である。外階氏族出身でありながら内階を歩んだ官人に対する改賜姓は、その外階氏族から独立して新たな内階氏族となる事、又は、それまでに内階化している氏族への再編を意味するものであり、例として坂上大忌寸氏等数氏や、外階氏族のまま内階氏族と同じ姓となった官人は、その地位まで変化する事なく外階を歩む事を挙げた。ただ、この様な改賜姓は、全て官人、又は氏族の内階化後に行われており、五位昇叙差別の判断の段階では「姓高下」の基準としての役割は殆ど無く、姓の具体的な基準も定まっていなかったと考えられる。

二章の結論として、六国史における段階の五位昇叙差別における基準は、「家門地」の高さが全てであり、「姓高下」は殆ど機能していない。又、「家門地」が五位以上官人の輩出を基準としている事が、愁訴記事や、内階氏族の外階転落より明らかであるが、「姓高下」の基準については、内階氏族は朝臣姓以上の氏族が多いという傾向はあるものの、そこから、朝臣姓が基準であるとは言えないとする。

第三章では、六国史以降の五位昇叙差別を問題にし、「江家次第」における記事より、基準が「家門地」から「姓高下」に移り、姓についても朝臣姓が基準となっている事を取り上げる。この基準の変化の問題について、『日本三代実録』仁和三年の段階では、基準が「家門地」にある事が明らかであり、『権記』長徳四年及び長保元年においては、基準が「姓高下」に移り、その姓の具体的な基準についても朝臣姓にある事が認められる事から、基準の変化は、十世紀に起こったとする。

また、この基準の変化の問題について、平安中期に起こった叙爵方式の多様化と、位禄を始めとした禄制の崩壊・再編から成る律令官人制の再編に注目し、これらによって引き起こされた位階の形骸化によって五位昇叙差別は、「姓高下」に基準を移した可能性が高いと考え、律令官人制の再編期を吉川真司氏の説に従って十世紀中葉と捉え、五位昇叙差別の基準の最終的な定着を、十世紀中葉とした。

神亀五年格について、私は、その最重要目的を外五位の処遇改定による内・外五位の差別化にあったとし、又、内・外五位に差を設ける事によって、外五位の叙位対象を中央官人にまで広げ、中央官人の五位昇叙に対して「家門地」と「姓高下」を基準とした差別を設けたものと考えた。中央官人の五位昇叙差別は、中央貴族層の階層化と、外位制外五位官人を含めた中央貴族層の再編、王権の強化を目的としたものである。

その後、神亀五年格によって設定された五位昇叙差別は、「家門地」に基準の重点を置いて実施されていた事が六国史に見える内階氏族と、その内階化の背景から確認できる。しかし、十世紀中葉に起こった律令官人制の再編と位階の形骸化は、「家門地」による五位昇叙差別の判断を困難にし、基準を「姓高下」に変更させた。以後、五位昇叙差別は廃止される事なく運営されたと思われるが、神亀五年の設定当初の様な機能を果たす事は無かったと考えられる。

神亀五年格の運営と、五位昇叙差別の基準と変化に対する私の解釈は、以上である。しかし、神亀五年格の持つ問題の全てを検討したわけではなく、特に五位昇叙差別に関する問題については、様々な角度からの考察が必要である。本研究が、神亀五年格を巡る問題の解決について果たせたものがあるならば幸いである。